

常滑市公契約条例（案）の概要について

1 公契約条例とは

地方自治体が発注する公共工事や業務委託等において、公契約の条項に市及び受注者の責任等を盛り込むことによって適正な労働条件を確保しようとするもので、労働者の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質を向上し、さらには担い手の確保や地域経済の活性化を目指すものです。

令和4年4月現在、全国で70を超える自治体が制定しており、愛知県内では17の自治体が制定しています。

公契約とは… 条例に掲げる公契約は、市が締結する公共工事、業務委託等の契約及び指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定のこと。

2 条例の目的（第1条）

常滑市が発注する公契約に係る基本理念を定め、市及び受注者等の責務を明確にし、公契約の適正な履行及び労働者等の適正な労働環境の確保を図り、市民福祉の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

3 条例の構成

（1）基本理念（第3条）

公契約に係る施策の実施に当たり、次の4つの事項を基本理念とします。

- ① 公契約の締結に至る過程において、公平性、透明性及び競争性を確保すること。
- ② 公契約の適正な履行並びに公共事業及び公共サービスの良好な品質を確保すること。
- ③ 労働者等の適正な労働環境を確保すること。
- ④ 地域経済及び地域社会の健全な発展に配慮すること。

（2）市の責務（第4条）

市は、この条例の目的を達成するため、基本理念にのっとり、公契約に関し必要な取組を実施します。

（3）受注者等の責務（第5条）

- ① 受注者等は、公契約に携わる者として社会的な責任を自覚し、法令を遵守するとともに、公契約に係る業務を適正に履行しなければなりません。
- ② 受注者等は、この条例の目的を踏まえ、公契約に関する市の取組に協力するよう努めなければなりません。

（4）適正な公契約の締結（第6条）

- ① 市長等は、公契約に係る事業の重要性、緊急性及び効率性を考慮して、適正な時期に適正かつ合理的な規模で公契約を締結するものとします。

- ② 市長等は、公契約の締結に当たり、その性質及び目的を踏まえた適正な契約方法を採用するとともに、公正な競争の下で行うものとします。

(5) 公契約の適正な履行の確保 (第7条)

- ① 市長等は、公契約の適正な履行を確保するため、価格、品質、納期その他の契約条件が適正なものとなるよう努めるものとします。
- ② 市長等は、予定価格を算出するに当たり、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務、資材等の取引価格等を的確に反映して積算するものとします。
- ③ 受注者等は、公契約の適正な履行を確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算しなければなりません。

(6) 適正な労働条件の確保 (第8条)

- ① 受注者等は、労働基準法、最低賃金法その他関係法令を遵守し、労働者等の適正な労働条件の確保に努めなければなりません。
- ② 市長等は、特定公契約について、受注者等に対し、前項の労働条件の確保について報告を求めることができます。
- ③ 市長等は、前項の報告を受け、必要があると認めるときは、調査を行うとともに、受注者等に対し必要な措置を採るべき旨の指導を行うことができます。

● **特定公契約の適用範囲** (施行規則で定める)

労働条件の確保についての報告（労働条件報告書）を求める公契約は、次のいずれかに該当するものとします。

公契約の種類	適用範囲
工事請負契約	予定価格が 5,000 万円以上の契約
業務委託契約	予定価格が 1,000 万円以上の次に掲げる契約 ・庁舎等の清掃業務 ・庁舎等の受付案内業務又は電話交換業務 ・庁舎等の警備業務
指定管理に係る協定	予定価格が 1 年当たり 1,000 万円以上の協定のうち、公募によるもの

※労働条件報告書とは、労働時間、賃金、安全衛生などの区分ごとにチェック項目を設け、その項目が実際にできているかを報告してもらうもの。

(7) 市内事業者の受注機会の確保 (第9条)

- ① 市は、地域経済の健全な発展並びに地域における防災の体制維持及び向上を図るためには、市内に事務所又は事業所を有する事業者の持続的発展が不可欠であることに鑑み、市内事業者の受注の機会を確保するよう努めます。
- ② 受注者等は、公契約に係る業務について、下請負者を選定するとき、又は資材等を調達するときは、市内事業者の積極的な活用に努めるものとします。